



新個人所得税体制における初年度の中国個人所得税総合所得の確定申告について

2019年12月7日、中国財政部・国家税務総局による「個人所得税総合所得の確定申告に係る政策問題に関する公告」（財政部・税務総局公告2019年第94号、以下「94号公告」）が公布された後、2019年12月31日に中国国家税務総局は「2019年度個人所得税総合所得の確定申告事項に関する公告」（国家税務総局公告2019年第44号、以下「44号公告」）を正式に公布した。94号公告と44号公告は、2019年個人所得税改正後の初回の個人所得税総合所得確定申告に係る関連事項を明確にしており、指導的な意見が公布されたものである。

本稿は2019年度個人所得税総合所得の確定申告に関する政策要点を紹介するとともに、日本籍出向者を含む在中の外国籍個人の個人所得税確定申告に関する留意点を重点的に説明する。

中国個人所得税総合所得に係る確定申告政策の要点分析

● 適用対象

44号公告の規定によると、総合所得確定申告の適用対象は中国の居住者個人である。そのため、中国国内に住所を有さない外国籍個人について、2019年度において中国国内の滞在日数が183日を超えた場合、居住者個人と認定され、2019年度の個人所得税総合所得確定申告の適用対象になる。

● 確定申告対象となる所得項目

総合所得とは、2019年度において取得した賃金給与、役員報酬、原稿報酬及び特許権使用料の四つの所得を指し、年一回賞与及び上場企業のストックオプションなどの特殊税務処理が適用される所得を含まない。一部の日系企業は年に二回賞与を支払うため、中国居住者となった日本籍出向者の取得した年一回賞与優遇政策を利用しない所得は、賃金給与に合算して確定申告をする必要があることにご留意ください。

● 年間確定申告を行う必要がある状況

44号公告第二条と第三条の規定に基づき、下記四つの状況のいずれかに合致する場合、確定申告義務が免除できる。

- 1) 確定申告によって追加納付が必要であるが、総合所得の年間収入額が12万元以下である場合。
- 2) 確定申告によって追加納付額が400元以下である場合。
- 3) 仮納付した税額が年間の納付すべき税額と一致する場合。
- 4) 法規定に従って税還付を申請することができるが、納税者が税還付の申請を放棄する場合。

即ち、2019年度の仮納税した税額が年間納付すべき税額を上回り、且つ税金還付を申請する予定があるか、または2019年間の総合所得が12万円を上回り、且つ追加納付額が400円を超える場合、確定申告を要求される。

また、源泉徴収義務者が関連規定に従って個人所得税を源泉徴収していない場合、居住者個人の年間総合所得が12万円を超えず、または追加納付額が400円を超えなかったとしても、確定申告をする必要があることにご留意ください。非居住者個人であると事前に判断されたものの、対象年度において実際の居住日数が183日を超えた外国籍個人は、納税身分を居住者に変更して確定申告を行う必要がある。

● 控除項目

特別付加控除項目について、2019年度において未控除項目または十分に控除していない項目があり、年度確定申告期間において控除または追加控除を希望される納税者個人は確定申告を行う必要がある。例えば、2019年度において重大疾病医療支出の特別付加控除項目を適用する居住者個人は、確定申告を通じて当該部分の支出を控除すべきである。

日系企業の現地法人に対し、駐在員は2019年から2021年までの間、特別付加控除項目を利用することが可能であり、または従来から適用している住宅家賃、語学訓練費などの免税手当優遇を利用することが可能である。但し、二者択一でなければならない。よって、免税手当優遇の適用を選択する駐在員は関連の届出手続きを実施し、発票等の証拠書類を適切に保管すべきである。そうしないと、当該免税手当を居住者個人の総合所得に合算し、確定申告を通じて本年度の納付すべき税金額を再計算する必要がある。

● 確定申告に関するその他規定

2019年度の確定申告期間は2020年3月1日から6月30日までである。もし駐在員や日本からの出張者が居住者個人になり、且つ2020年3月1日前に中国から出国する場合、出国前に年度確定申告を行わなければならない。

確定申告の方法として、本人によるオンライン申告（携帯APP、ウェブサイト）、郵送申告または税局での現場申告を選択できる。また、源泉徴収義務者、若しくは税務専門サービス機構などの第三者機構に依頼し、代行申告をすることができる。

居住者個人は税還付を申請する希望がある場合、税務機関へ中国国内の銀行口座情報を提供する必要があることにご留意ください。

執筆者の所見

2019年末に公布された44号公告及び94号公告は、中国個人所得税改正の趣旨を徹底し、特別付加控除及び総合所得確定申告の制度を導入し、納税者個人と源泉徴収義務者に納税と源泉徴収のコンプライアンス意識を更に厳しく要求している。

納税者は関連政策を深く把握し、個人所得税コンプライアンスに関するヘルスチェックを行い、報告済み情報の確実性を適時にレビューし、源泉徴収義務者とタイムリーに意思疎通して内部政策を把握し、また法規定に従って審査対応用の資料を保管することを提案する。

現地法人は関連規定を理解し、従業員向けのトレーニングや研修会を行い、企業自身状況を整理し、確定申告の複雑さを把握し、ルール化の内部措置と手続きを事前に着手することを勧める。

また、この度公布された44号公告について、更に詳しく明確化を要する内容がある。例えば、住所を有さない外国籍個人が2019年度において居住者個人となり、税還付の申請が必要であっても、中国国内の銀行口座情報を提供できない場合、源泉徴収義務者又は税務専門サービス機構に委託して関連手続きを行えるか否か、確定申告を通じて税還付することに必要な資料やプロセス、所要時間などの問題点、また、居住者個人になった駐在員が2019年において中国国外から取得した総合所得の申告要求などはこれから明確化する必要がある。よって、個人所得税改正後の初回目の確定申告は個人と源泉徴収義務者に対して挑戦をもたらす。

初回の確定申告作業の複雑性と専門性を鑑み、44号公告では、委託申告の方法で確定申告を実施することが可能であることが強調された。より正確、適時に責任と義務を履行するために、納税者個人と源泉徴収義務者は更に専門サービス機構のサポートを求めることを検討する価値がある。特に、社員構成が複雑である日本本社と現地法人（例えば、中国現地採用の外国籍従業員、日本本社が派遣された出向者など）の税務取扱いの難度は更に高まるため、早めに専門サービス機構に連絡を取りながら2019年の確定申告作業を手配することを勧める。

一方、広東省・香港・マカオ大湾区などの地域的な個人所得税優遇政策の活用を希望される日系企業と外国籍個人に、財政補助金を申請するために早めに確定申告作業を実施することも提案する。

(MUFG BK 中国月報 2020年3月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel: +86-755-2547-1198

E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com